

○飯島町商工業後継者支援補助金交付要綱

平成27年9月3日

告示第67号

改正 平成28年3月24日規則第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における商工業の担い手の確保と企業等の育成、振興を目的として補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則（昭和36年飯島町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内で5年以上操業している中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び同号の2に規定する法人、個人の経営を継承した飯島町に住所を有する後継者とする。ただし、法人にあつては町内に本店を有するものとする。

(補助金の交付等)

第3条 町長は、第2条に規定する後継者に対し、1回に限り後継者支援補助金として100,000円を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする者は、飯島町商工業後継者支援補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、事業を継承した翌年の1月末までとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理した時は、規則第4条を適用する。

(補助金の交付請求)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付の通知を受けた者が補助金の交付を請求するときは、飯島町商工業後継者支援補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 経営を継承した後、5年以内に他の者に経営を譲渡した場合
- (2) 経営を継承した後、5年以内に業務を停止した場合
- (3) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた場合

2 補助金の返還については、飯島町商工業後継者支援補助金返還通知書（様式第3号）

により、60日以内に返還させるものとする。

3 前項の起算日は、飯島町商工業後継者支援補助金返還通知の日とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

附 則 (平成28年平成28年規則第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

飯島町商工業後継者支援補助金交付申請書

年 月 日

飯島町長 様

住所

氏名



下記のとおり、飯島町商工業後継者支援補助金の交付を申請します。

記

補助金申請金額	金 円		
企 業 内 容	会 社 名 等		
	会 社 等 所 在 地	飯島町	
	創 業 年 月 日	年 月 日	
	代 表 者 名	(旧)	
		(新)	
	事 業 継 承 年 月 日	年 月 日	
	営 業 内 容		
そ の 他			

(添付資料)

- 1 法人登記簿(写)又は所得税確定申告書(写)
- 2 誓約書
- 3 その他、町長が必要と認めた資料

様式第2号

飯島町商工業後継者支援補助金交付請求書

年 月 日

飯島町長 様

住所

氏名



下記のとおり、飯島町商工業後継者支援補助金を交付してください。

記

補助金請求金額 金 円

(振込先)

金融機関名	支店・支所
口座種類	普通・当座
口座名義	
口座番号	

様式第3号

飯島町商工業後継者支援補助金返還通知書

番 号
年 月 日

様

飯島町長



年 月 日付で申請のあった飯島町商工業後継者支援補助金申請について、審査の結果下記のとおり決定したので、飯島町商工業後継者支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

交付済補助金額	円
補助金返還額	円
返還の理由	
補助金返還期限	年 月 日(別添納付書により納付のこと)

(審査請求等)

この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受取った日の翌日から3か月以内に町長に対して、審査請求することができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求にかかる裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(町長が被告の代表となります)提起できます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

誓 約 書

飯島町商工業後継者支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請にあたり、補助金交付申請のとおり事業を継承たことを報告します。

なお、飯島町商工業後継者支援補助金交付要綱第7条に該当した場合は、飯島町役場へ速やかに報告するとともに、交付を受けた補助金の返還決定に従うことを誓約します。

年 月 日

飯島町長 様

住所

氏名



様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

(平 2 8 規則 9 ・ 一部改正)